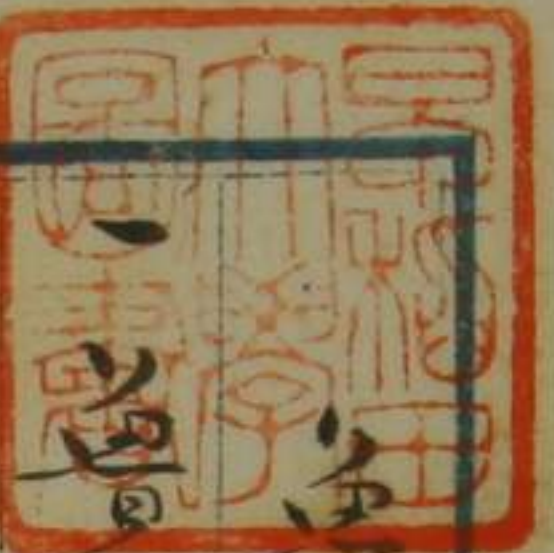
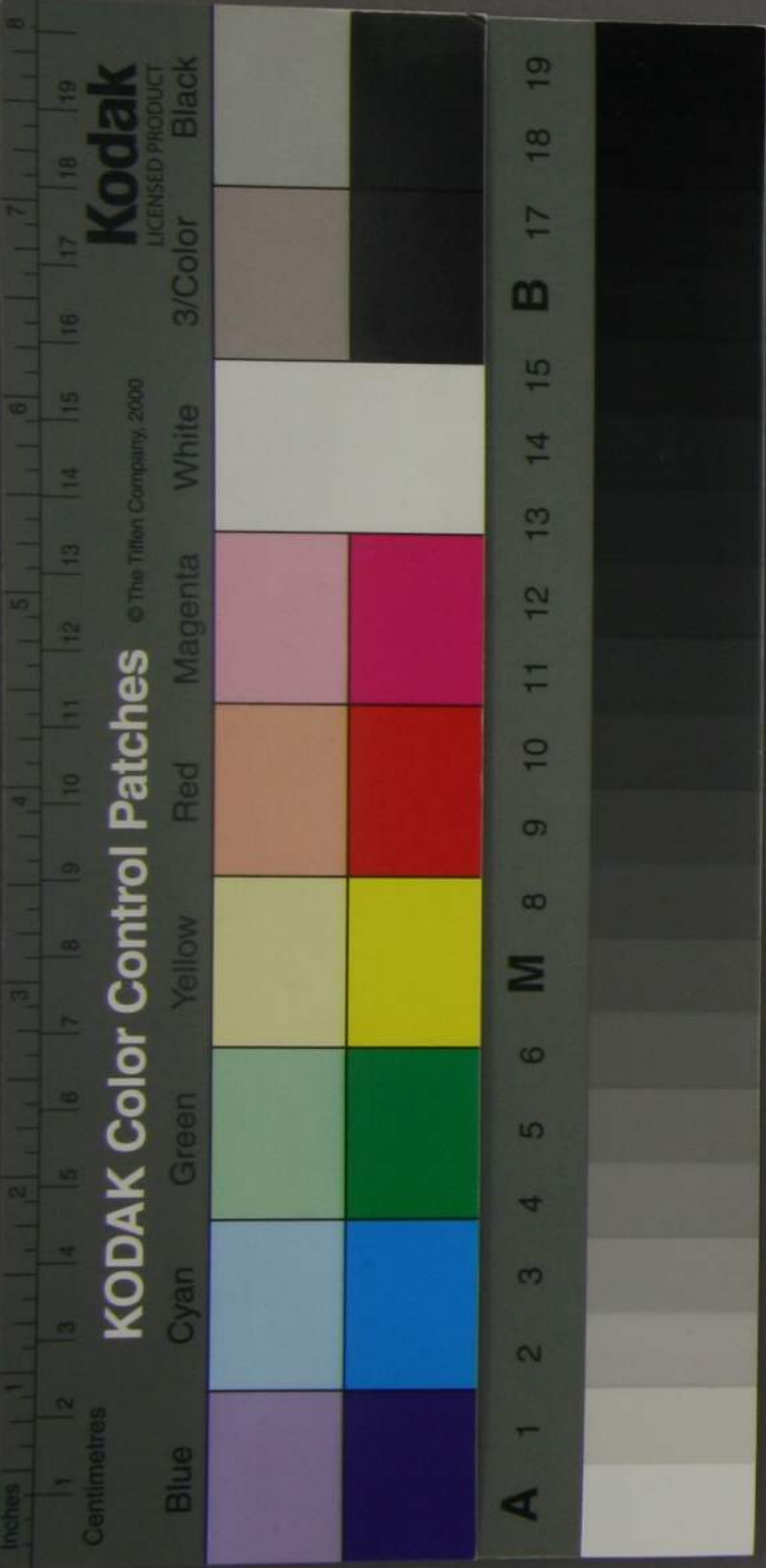


114
A 2578



日本裁判所の概略 そのみまよおこまの概 櫻本玄揚
その旨を述べる
 國裁判所の及二年を要せしに蓋し一日の
 幸ありて距今十ヶ年前迄は訴訟に
 一き裁判を要する事とせざりしに
 其故は先づ一は保官の職制は強と分
 限あり民間訴訟の私事は迄訴訟
 又シフローン 訴訟の 並にキリニ は福盗人の訴
投了、科の訴
 訟を付るをめぐりて五回後所の多きを經ざ
 ると得べ而して其裁判なるに官負す
 かるべしとて裁判學を學びしを

大正十一年四月



多き事軍の多き事軍の附移は於ける
 付を多きを費し金を多く端し而して道に
 至るに或時を請ふる多しとて法人
 は己の権利を認め多し其訴状を司
 法者に出さざりし抑も裁判の費は
 所のものより正しき事、永引らんと、物入の
 多くうらんと、或は以て大綱とす、或は
 と、或は國に於て全く、或は其の
 一、近來人文の次は、或は其の
 一、如き裁判の事と、永続せざる事

一、多き事軍を全國の人民に開成せしむる事
 一、後來の裁判法の改革を期する事
 一、迫を利す

一、今帝即位の如き、或は其の
 要件を多し、或は其の
 法に、或は其の
 別位の意味を、或は其の
 制を、或は其の
 法種の方法を、或は其の
 せしむる事、或は其の

遂に一個の宗旨ある多きを考出せり其
多きとふと他ありし英佛兩國の法律
其の基き之を取採りて其我々の要ある
法條を取て新法を創し一以て啓蒙て左
の條こそ確定せり

一「プロール」の訴状と シユキヤスオフボロシ 陪審官之を司る 由文

何程と云
フヲ云セス

一「カリニ十九」裁決と シユリ 陪審官之を司る 陪審

此の如き裁判所は推察を以て罪を裁断すことと
刑罰の如き陪審官を用ひざる由をめぐりて後述を
述べて其罪を裁断す陪審官の多き、
裁判所と罪人の分けを述べる、事多しと云

一「おり4」キ「罪人」と 陪審 裁判所を設る云

官文友を余の「誓」記なる裁決ス

次に三目中に在る法は裁判官の大半用を
為し而して公平の裁判ある評判あり

陪審官自ら特別用を為さ、不由其の普
通人民の意より之を系と陪審官自ら充分の
権力ありと云ふる蓋し、魯國に於て「陪審
官」又「代官」のお權を奪えざるありしに
由りて「政府」の威力を以て劣等の人を退
席せしむるも、しるしに罷りしは「裁判」に

抄る。皇國長久に陋習魁放又依怙具長負等
 瘡を留存して正し地裁制之とふ多き一持開成
 一考を陳する。司法改制中の三目と千八百
 五十年の事は如て施行せしるべき